

神戸市告示第 292 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 24 年 7 月 13 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 2 の一部

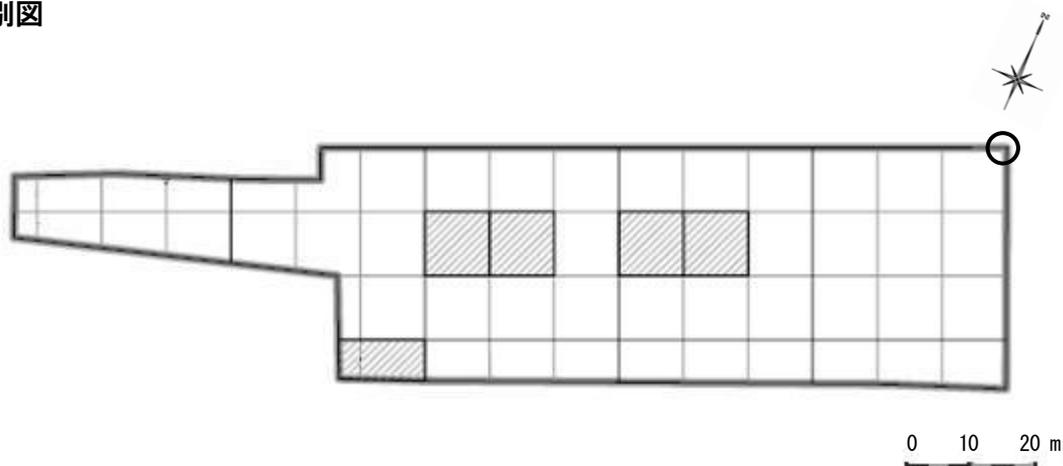
灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の一部

（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物，鉛及びその化合物

別図



- 起点
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

<起点>  
起点は灘区岩屋北町 1 丁目 8 番 3 の  
金属標 KF13 とする。

<格子の回転角度>  
66° 47' 8"  
起点を通り、東西方向及び南北方向  
に引いた線並びにこれらと平行して  
10m 間隔で引いた線により形成さ  
れる格子を、起点を支点として座標  
北から時計回りに回転させた角度を  
示す。